

【産業廃棄物受入基準の一部改正について】

平成28年9月15日より、御船産業廃棄物処分場の受入基準（有害性）の一部を改正しますので、ご理解、ご了承の程、お願い申し上げます。

改正項目は、下表の項目番号「10」トリクロロエチレンの受入基準で、0.3mg/ℓ以下から0.1mg/ℓ以下となり、無機性汚泥、ASR、SRに適用されます。

項目 番号	有 害 物 質	受 入 基 準	検 査 実 施 産 業 廃 棄 物					
			燃えがら	無機汚泥	鉍さい	ばいじん	ガラス屑	ASR S R
01	アルキル水銀化合物	検出されないこと	○	○	○	○	—	○
02	水銀又はその化合物	0.005 mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○
03	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○
04	鉛又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○
05	有機りん化合物	1.0 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	—
06	六価クロム化合物	1.5 mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○
07	ひ素又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○
08	シアン化合物	1.0 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
09	PCB	0.003 mg/ℓ以下	○	○	—	○	—	○
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
12	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
13	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
15	1, 1-ジクロロエチレン	1.0 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3.0 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
19	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.02 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	—
20	チウラム	0.06 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	—
21	シマジン (CAT)	0.03 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	—
22	チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	0.2 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	—
23	ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
24	セレン又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○
25	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ以下	○	○	—	○	—	○
26	ホウ素	30 mg/ℓ以下	○	○	○	○	○	○
27	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下	○	—	—	○	—	—

- (備考)
- 1 ダイオキシン類は含有量試験とし、全ての焼却施設に対して受入基準を適用する。
 - 2 ガラス・コンクリート・陶磁器くずの溶出試験は、性状が粉体状の物に限り実施する。
 - 3 溶出試験は○印の項目について必要であるが、必要に応じて試験項目の追加をすることがある。また、公社指定7品種（燃えがら、汚泥、鉍さい、ばいじん、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ASR、SR）以外の産業廃棄物についても溶出試験を実施することがある。
 - 4 検定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）」に基づいて実施すること。
ダイオキシン類は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成4年7月厚生省告示第192号）、ホウ素は、JISK0102 47.3による方法とする。